

平成22年度第1回鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会議事録

日 時 平成22年8月24日（火）

場 所 鎌ケ谷市総合福祉保健センター 4階研修室

出席者 17名（欠席3名）

- 議 題
- 1 協議会の役割について
 - 2 平成21年度相談支援事業の実績報告と事例紹介
 - 3 鎌ケ谷市障がい者計画について
 - 4 専門部会の委嘱について

議事概要

1 開会

2 委嘱状交付式

- (1) 委嘱状交付
- (2) 部長挨拶

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。健康福祉部長の吉村でございます。日ごろより、本市の障がい施策にご協力を賜り、この場を借りて心よりお礼申し上げます。また、委員をお引き受けいただき、お礼申し上げます。本来なら市長が参るところですが、あいにく所用により都合がつかなくなりましたので、市長に代わりましてご挨拶申し上げます。さて本日は、委嘱後初めての鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会の開催であります。協議会の内容につきましては、後ほど担当者よりご説明いたしますが、地域の障がい福祉に関するシステム作りに中核的な役割を果たし、ネットワーク構築のための協議の場として位置づけております。なお、本年度は障害者基本法に基く、障がい者施策の長期的指針となる、期間10年間の第二次鎌ケ谷市障がい者計画を策定する準備期間であります。皆さまには、それぞれの立場で障がい者福祉行政にお力添えをいただいておりますが、豊富な経験と知識を生かし、更なるご協力をお願い申し上げます。私のご挨拶といたします。ありがとうございました。

3 自立支援協議会の開会

- (1) 委員の自己紹介
- (2) 事務局より職員紹介

(3) 会長・副会長の選任

(事務局より、会長及び副会長の選出は、鎌ケ谷市障がい者自立支援協議会設置要綱の規定により委員の互選により行う旨を説明する。初めての顔合せということもあり、特に推薦もなく事務局より提案をさせていただくことになり、会長に知的障がい者通所更生施設園長の工藤委員、副会長に地域活動支援センター所長の高・委員を提案したところ異議がなく決定されました。)、

(会長挨拶)

ただいま、会長に推薦いただきました工藤と申します。障がい者地域自立支援協議会は、障がい者の方に対する相談支援・サービスの提供などを実施するため、さまざまな問題について、情報の交換などネットワークを構築し本協議会において障がい者の方を支援していくものであります。皆さまのお力添えをいただき、会長の大役を勤めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

4 議題

議題の1 協議会の役割について

(会長が議長となり進行)

それでは、本日の会議次第により進行してまいります。

「協議会の役割について」事務局より説明願います。

(事務局)

資料により説明(別紙資料1)

資料1についてご説明させていただきます。

自立支援協議会というのは、障害者自立支援法の中に謳われており、市町村の相談支援事業を始とするシステム作りに関して中核的な役割を果たす場ということと定義されております。「相談支援事業とは」ということで資料に書いてありますが、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るような支援事業を行ないます。概要につきましては、基本的にはネットワークの構築が不可欠であり、ここに多くの方にお集まりいただき連携を強化して、社会資源の開発・改善を推進していただくこととなります。

行政の中において思うことは、お子さんの時は福祉部門であり、学校に行くと教育部門、卒業すると福祉部門に戻って来るという、たて割りといいますか、一本筋の通った形で障がい者を支援する仕組みが作れない状況であります。自己紹介でお分かりかと思いますが、ここにお集まりの皆さまは、まさに横の連携を持って障がい者の暮らしを支える方々が一堂に会しております。ここでネットワークを作り、どういう資源が必要か又は有るのかなどを摺り寄せて、障がい者を支える仕組みを作

る非常に重要な役割を持っております。また、皆さまが、お互いに資源の一つ一つであります。具体的には、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング支援、権利の擁護のために必要な支援、専門機関の紹介、自立支援協議会の運営であります。

障がいを持つ方が、生活をしていくための資源のネットワークを作り、たて割りでない横のつながりであるこの場をフルに活用して行きたいと思います。

(議長)

何か質問はありますか。

無いようであれば、次に移ります。

議題の2 平成21年度相談支援事業の実績報告と事例紹介

(議長)

「平成21年度相談支援事業の実績報告と事例紹介」について、サポートネット鎌ヶ谷さんをお願いします。

(サポートネット鎌ヶ谷)

実績報告の説明概要(資料2)

- ・資料2の右上の表について、同法人の他の資料が入ってしまったので削除をお願いしたい。
- ・相談形態は電話が多いが、訪問が増えた。自宅訪問や市役所に年金の申請に同行した。
- ・相談件数は1日平均8.3件であった。
- ・本人からの相談が多く、経済的に困っている話が多い。仕事に付きたいと話もあるが良く聞くと経済的に困っているということである。
- ・一度支援させていただくと、精神的に不安定になったときや困ったことがあると継続して電話をくれる方、元気になり地域に戻るとリピーター的に来る人もいる。

事例紹介

2例紹介があったが個人情報のため削除

(議長)

つづきまして、もくせい園さんお願いいたします。

(もくせい園)

実績報告の説明概要(資料2つづき)

- ・もくせい園の業務等について概要説明
- ・平成20年度の相談件数は51件であったが、去年は2倍に増えた。
- ・毎月第四火曜日は市役所の1室で相談を受けているが、10件と件数が少なく啓蒙の必要性を感じている。
- ・相談者は知的障がいの方であり、本人からの相談はほとんどなく保護者や家族か

らの相談がおもで、電話での相談が全体の64%と多く、電話で相談仕切れないときは、来園していただき相談を行なっている。

- ・資料には表していないが、相談の時間は電話だと1時間未満がほとんどで、出張相談等は1時間以上になる。
- ・相談内容で1番多いのは生活問題で、権利擁護関係や成年後見制度は1件もなかった。
- ・月別で見ると、年度末に特別支援学校卒業後の進路についての相談が増えており、入所を希望する方も増えている。

事例紹介

1例紹介があったが個人情報のため削除

(議長)

各事業所より報告がありましたが、何か質問はございますか。

(事務局)

質問させていただきたいのですが、今の事例にもありましたが知的障がいと統合失調症が一緒にあるということですが、実際に18歳を過ぎた方たちは児童相談所で知的障がいと判定を受け学校を過ごしてきた訳ですが、卒業すると統合失調症と診断される状態を見ていると知的障がいではないだろうという方が目に付きます。今の義務教育学校では知的障がいに対応する仕組みがあっても、精神疾患に対応する仕組みは、私の見方ですが持っていないのではないかと、知的障がいという括りで教育現場では気が付いていないのではないかと、そんな思いを強く持っています。

そして、ケース検討で療育手帳を持っている一方で精神保健手帳を持っている。18歳を過ぎてから。私の知っているところでは、今11歳で精神保健手帳の取得が可能になった事例が鎌ヶ谷でもあった報告を受けています。

(委員)

知的と精神の重複の方はいるのかなと、私も接していて感じます。それをはっきり伝えられないでいる知的の方、もしかして、知的の方だけでなく精神の辛さを抱えている方もいるかと思えます。その辺は先生の立場の方や学童期に接している方が詳しいのではないのでしょうか。

(委員)

身体手帳を持っている子供たちの学校ですが、今の質問に直接お答え出来ませんが、実際、身体障害者手帳を持っている子供の中にもリストカットをしたり、過呼吸の発作が有ったり、心療内科の受診が必要かなという子供も含まれています。その子たちは身体手帳以外取得してはおりません。学校には、特別教育支援コーディネーターがいて、その方を中心に医療機関や相談機関と連携を取っています。松戸ですとホットネットや青空診療所があり、特に増えていることはありませんが相談するケースが確実にあります。知的の学校の先生は欠席しておりますが、精神疾患

が有るのではないかと思われる子供がいるのかもしれませんが。学校での対応は、専門機関に相談する心療内科受診を進めるなど、学校の中でどのような対応をとるか共通理解をしながら指導にあたっている現状です。

(委員)

普通クラスにいてちょっと暴れてしまったり、落ち着いて座ってられない子が増えていることは確かです。こういう子達が中学になり高校に入ってきていることは確かで、不安定さを抱えたまま、知的で軽いB判定を受けて入ってきている子達の対応がうまく行ってなく、精神的にちょっとという子が増えています。卒業後、職場で上手く行かない子達で、学校にいる頃は知的ではありましたが情緒は安定していた子が、ここで上手く対応できなくて、つまずいてしまったときに、行きたくないとか閉じこもってしまう形で家族に当たるなど、自傷他傷行為が出てくる子もあります。中学・高校になると、障がいのある子も普通の子と同じように女子に興味を待ち思春期を迎えます。そのとき、親は知的であるといつまでも子供で大人にならないという形で対応をしてしまうと、うまく思春期を越えられない子は、やはり精神的に不安定になり、自分のことを理解してくれない大人が増えると乱暴になり自傷他傷という形で出て、薬を服用しなくてはならない子もおり、小学校の高学年になると先生の方もそういう自閉的にも強い子に対しては、思春期に問題行動を起こすことが予想される子に対して、早く相談ができる先生を見つけておいた方がいいですよということで、早めにお医者さんにかかるそういう話も聞きました。うまく社会に出られればいいのですが、今の社会の厳しさに対応できない子が増えています。結局精神の入る特別支援学校が無いので知的の支援学校に行く、それには療育手帳を取らないと支援学校に入れない。大変な状況になっていることは確かです。

(事務局)

私も現場で経験したことを感じるものが、そういう傾向が有るという事が色々な事例の報告の中からも、今の話からも解りました。そういう面で、協議会の役割は非常に大きく、障がいがある知的である身体であるというたて割りではなく、そこは重なる部分もあり、区別が非常に判然としない部分もあるわけですから、ぜひ、困難事例の検討など皆さんの忌憚のない意見をいただきたい。私が危惧しているのは、理解をされていればいいのですが、理解されていないで、この子は知的なのだという形ですっと思われることが、もしかしたら大変不幸な結果を招くのではないかと非常に心配をしております。それぞれの委員の方の話を聞いて、その部分でも共通の認識がいただければ非常にありがたいなと思います。

(議長)

他に質問等ございますか。

(委員)

相談事業の報告について質問します。

サポートネット鎌ケ谷さんを利用していない方で、相談のみで繋がっている方はどれ位いますか。また、もくせい園さんは電話での相談が多いとのことですが、実際に相談を受けてアドバイスをして解決する形が多いから電話が多いのか、それとも、取っ掛かりが電話で、その後繋がっていく形でモニタリングするとか、その方がアドバイスされた内容を実行しているかなどをどこまで理解されているのか2点と、相談が二つの事業所さんで知的と精神に分かれています、重複した相談があった場合、連携して一緒に関わっていく体制があるのか教えてください。

(もくせい園)

電話相談ですが、例えば、就労の話であればハローワークの紹介や近くの作業所などの紹介で終わる部分もあります。また、知的の障がいを持っている方なので、同行してもらいたい話があれば同行するケースもあります。モニタリングは基本的に電話で解決したことに関しては行ないませんが、継続的な相談に関しては、定期的に電話などをします。

先の女性のケースですが、療育手帳は取得していますが、相談の中で精神科に通院しているとのことで統合失調症という診断がされていることであり、精神保健手帳の取得をアドバイスするなど、サポートネット鎌ケ谷さんとも相談をしています。またネットワークも出来てきており、市内の通所施設に相談したところ、現在母親から離れることにもなれ、通所しているという確認を取っています。

(サポートネット鎌ケ谷)

登録している方と正式に分けていないのですが、昨年度の利用者数が73名です。この中には、相談で来てから移られた方と、利用者でありながらグループホームやアパート探しの支援に関わった方など両方ありますが、現在登録がある方は14名で残りが登録外の方です。

もくせい園さんとの連携ですが、両方うまく使い分けている方が何人かいます。

相談に来て初めは言わないのですが、話を聞いて行くうちにもくせい園さんの話が出てきたりすることが有りますので、その後連絡をさせてもらおうと逆にこちらの話も出たりします。一人の方を両方でサポートしているということでは無いのですが、両方使っている方に対しての連携を取らせてもらえれば良いのではと思っています。

(もくせい園)

こちらでは知的の相談を受けているのですが、たまに精神の方の電話も受けます。その時は、サポートネット鎌ケ谷さんを紹介します。

(事務局)

参加されている方は混乱するかもしれませんが、両事業所にお願いしているのは相談支援事業ということで、鎌ケ谷市が委託をしております。これは、障害者自立支援法の中にある制度で、各市町村が行なう事業です。精神はサポートネット鎌ケ

谷さん知的はもくせい園さんをお願いしています。そして、今ご質問のあった委員さんの施設は、千葉県独自の事業で県内を13のエリアに分け障がい者を支えるために県が委託した中核支援センターの1つであります。私も迷うところですが、それぞれ特性があると思いますが、障がい者の方をどの相談事業所に紹介すればいいのか基準とかはありますか。

(委員)

私どもの基準ですが、鎌ヶ谷市は自立支援法で定めた相談事業が立ち上がっていますので、鎌ヶ谷市で障がいをお持ちで相談事業に当てはまる方が来られた場合は、初めお話を伺ってから、鎌ヶ谷市にはこのような相談事業所があるなどを説明して、一緒に相談に行くという形にさせていただいています。

(事務局)

今の話は担当者にもきちんと伝えるようにします。

(議長)

他に質問はございますか。無いようであれば次の議題に移ります。

議題の3 鎌ヶ谷市障がい者計画について

(議長)

議題の3 鎌ヶ谷市障がい者計画について事務局説明願います。

(事務局)

資料により説明（別紙資料4）

○当初鎌ヶ谷市障がい者計画（平成11年～22年度）

- ・障がい者施策の長期的指針として障害者基本法第9条第3項に基く障がい者計画として位置づける。
- ・ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の平等、自立、参加の実現へ向け「共に生き、共にひらく、福祉のまちづくり」を基本理念とする。
- ・「心のバリアを取り除き、共に支えあう合うために」「地域で健やかに安心して暮らすために」「社会的に自立し、生きがいのある生活のために」「バリアフリーのまちづくり」の4つの基本目標を設ける。
- ・「主要在宅サービスの充実」「入所・通所施設の充実」「雇用・就労の促進」「バリアフリーのまちづくり」の4つの重点施策をあげている。
- ・平成16年「障害者基本法改正」「発達障害者の支援法制定」17年「障害者自立支援法制定」など社会情勢が大きく変化した。

○改定版鎌ヶ谷市障がい者計画（18年度～22年度）

- ・当初より大分時間がたっているので、策定当初の基本理念のもと、新しい将来目標像を「生きるよろこびを分かち合える共生社会づくり」と設定する。基本理念的には当初とほぼ変わらない。

- ・基本目標は少し変え新たに「自立した生活を支えるしくみ」「自己実現や社会参加がしやすい環境づくり」「安心して暮らせる環境づくり」「共生社会のための基盤づくり」の4つをあげた。
 - ・重点施策も「地域で自立した生活を支えるしくみづくり」「就労支援のしくみづくり」「災害時等における障がい者救援・避難体制の構築」「市民の意識啓発」に重点を置くということで新たに策定した。
- 第二次鎌ヶ谷市障がい者計画（平成23年度～平成32年度）
- ・策定についての基本理念は、基本的には当初の計画時の基本理念を踏襲する。
 - ・基本目標については、基本的に障がい者計画改定時の基本目標を踏襲予定です。
- 策定体系
- ・当初スケジュールより遅れているが、障がい者関係団体や市民公募による策定委員会を設置し、市民参加により取り組みます。早急に立ち上げる予定で準備中です。
 - ・障がい者の方に対するアンケートや健常者に対する意識調査の実施、また、障がい者施策の現況調査を実施します。改訂版においては、健常者に対する意識調査は実施していません。

（事務局）

最終的なスケジュールは、まだ申し上げられませんが、先ほどの「資料1」自立支援協議会の主な機能（4）に「鎌ヶ谷市障がい計画等の具体化に向けた協議」という項目がありますが、前回の協議会において意見等の集約を行い「障がい者計画」に反映させるというような話があったとお聞きしております。スケジュール的に非常に厳しい状況にありますが、もし可能であれば10月下旬か11月上旬に再度協議会を開き、ご意見をいただけるということであれば、障がい者計画策定委員会に上げ協議会の意見も反映出来るのではないかと考えております。この辺りを含み、次回の予定についてお考えいただきたいと思います。

（議長）

今の説明に対してご質問はございますか。それでは次の議題に移ります。

議題の4 専門部会の委嘱について

（議長）

「議題の4 専門部会の委嘱について」事務局説明願います。

（事務局）

資料により説明(別紙資料3)

- ・自立支援協議会の要綱第8条に専門部会を設けることが出来ると規定があり部会を設置しているが、任期満了のため新たに部員の推薦をお願いしたい。
- ・委嘱期間は自立支援協議会委員と同様に、今年度部会の開催日より平成25年3

月31日までとします。

- ・部会の内容については、「個別支援部会」「福祉サービス部会」で困難ケースの解決、福祉サービスに関する課題解決を検討する2つの部会があります。
- ・構成員は各部会10名程度、開催は年3回程度を予定し、事務局は相談支援事業所の「もくせい園」にお願いしており、報酬はありません。

(事務局)

資料の裏をご覧ください。前回、皆さん自立支援協議会委員の任期は3年でしたが、最後の1年度の時に専門部会が設置され、昨年1年間しか活動できませんでした。部会は3回開催して内容は資料に付けてあります。また、部会に参加していただいた方の名簿が付いております。今回新たな部会員の推薦について推薦書をお付けしておりますが、皆さまにお願いしたいことがございます。先ほど申したとおり、昨年3回しか開催することしか出来ませんでした。横の繋がりもでき、話し合いも活発にされるようになったころ任期が切れてしまいました。そこで、必ずではありませんが、前回に引き続きご参加いただきたく、名簿にあるように各事業所さんより参加する部会、参加する部員について同様に推薦をいただきたくお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(委員)

自立支援協議会と専門部会の関係について今ひとつ分からないのですが、協議会が部会に何か検討させるような位置づけになっているのかをお聞きしたい。

(事務局)

協議会の中に専門部会を設けることが出来ることになっておりますが、別個に部会の中で、それぞれ課題に付いて話し合い最後には部会の中で解決を図り、協議会には活動内容を報告するという形になります。

(委員)

協議会が部会に対してこれに付いて協議をしてくれという形ではないのですね。

(事務局)

そういう形もとれるのですが、部会を立ち上げたばかりですので、今は部会の中で課題に付いて、話し合っ行って行こうという形です。

(議長)

他にご質問が無ければ本日の議題は終了しましたが、次回の日程について事務局からお願いします。

その他

(事務局)

先ほどご説明させていただきました「障がい者計画」策定について、前回の協議会において、協議会としての意見等を付けるとしたら何時ごろまでというお話をお

聞きしております。そこで、協議会としての意見を出すという考えであれば、10月下旬から11月上旬に取りまとめていただくということで、その頃に開催させていただきたいと考えております。

(議長)

今のお話ですと、障がい者計画に間に合わせる必要があるため、10月下旬頃に自立支援協議会を開催して、そこで計画に反映するよう意見を集約したいということですか。

(事務局)

皆さまの中にも色々な意見をお持ちの方がいらっしゃると思います。策定委員も各団体から推薦をいただいた方がおいでになるわけですが、それとは別に協議会としての意見がまとまるようなお話が前回あったように聞いていましたので、ご提案いたしました。市民の意見、障がい者の意見、アンケートなど事前にさせていただいておりますので、協議会の意見についても策定委員会に報告し詰めていく形も取れます。その時期としてあまり余裕がない状況であり、10月下旬から11月上旬位に協議させていただきたいという提案です。

(委員)

障がい者計画の策定委員会は、年2・3回で1回だけではないですね。

(事務局)

策定委員会は当初予定していたのは5・6回を予定していましたが、遅れている関係で5回位になる予定です。

(委員)

策定委員会は最後の段階で意見を集約してまとめる形になるのか、それとも、1回ごとに意見を吸い上げる形になるのでしょうか。前回1年やった専門部会は3回開催していますが、継続審議になっており1回目の策定会議に結論を出すには時間的に無理があり、3月頃ではいけないのでしょうか。

(事務局)

3月には計画を作り上げて終わらせる形にしたいと考えています。逆算いたしますと、出来るならば12月頃には、ほぼ原案を作りたいと思っており、策定委員の方にはご迷惑をおかけしますが、月2回位策定委員会を開催していただく可能性があります。

(議長)

前回の自立支援協議会の中で、先ほど事務局からお話のあった障がい者計画に自立支援協議会の意見を取り入れて行きたいという話があったと思います。それで事務局が提案をしているわけですが、ただ、10月に2回目の自立支援協議会を開催して、意見を出してほしいと言われても意見の出しようが無いのが正直なところです。そこで、前回1年ではありますが、2つの専門部会で話し合ったことを協議会

として提案して行けるものがあればスケジュール的に間に合うかと思われます。

(事務局)

時間的な面でご無理を言っているところがあり、去年のメンバーの方でも結構です。個人の意見という形でもよろしければ個別でも対応したいと思います。

(委員)

最終的に協議会の意見として障がい者計画に提案する形が望ましいと思います。策定会議の中では当事者の意見が上がってくると思いますので、協議会の実績として意見をまとめて、提案することが望ましいと思います。

(事務局)

時間的に1回でまとめるのは難しいという話しも出てまいりましたので、私どもとして色々な意見が計画の中に反映できれば良いと考えておりますので、単純に協議会の意見という形なくてもよろしいかと考えました。

(委員)

時間的な余裕も無く意見もまとまらないなか、個人的に意見があればというお話しですが、ただ皆さんの意見を上げると言うのではなく、皆さんの意見や要望があったなら細部の協議を行わなくても、せめて、会長・副会長さんの目を通して最終的に事務局の方に上げていただかないと協議会として意味がないと思います。それであれば時間的にも間に合うのではないのでしょうか。

(委員)

私は福祉サービス部会に前回出席しておりましたが、この部会の中で、皆困っていることや現状を話し合うなかで、課題を明確にして課題を解決するために最終的にはどこまで出来るか分からないけれど、解決に向けて色々して行けたらというものだったと思います。それほどまとまった形ではないのですが、部会のまとめの中で皆さんから出た実際の課題に付いては明確に出ており、資料として出されていると思うので、それを協議会に出すことは出来ると思います。そして、プラス個人が持っている意見を集約して出せればと思います。部会の活動が協議会の中だけで終わってしまうのは何も活かさないのでは良くないと思います。

(議長)

前回専門部会でまとめた内容のほか、皆さまには「もくせい園」から意見要望等に付いてFAXさせていただきます。

(事務局)

参考資料として前回の「障がい者計画」をお配り出来ればよろしいのですが、在庫が無く申し訳ありませんが鎌ヶ谷市のホームページに掲載しておりますのでご覧下さい。

5 閉会

(事務局)

これで鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成 22 年 10 月 13 日

氏名 松村 幸江